

見直し手続（開かれた委員会の場での協議）

<p>議会基本条例 の関係条文</p>	<p>第29条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において1回以上検証する。 2 議会は、前項の検証の結果、議会に関する条例、規則等を制定し、又は改廃することが必要であると認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。 3 議会は、第1項の検証の結果及び前項の措置を公表するものとする。</p>
<p>具体的な 運用方法等</p>	<p>1 今期（第19期）の見直し手続について (1) 令和4年度議会改革特別委員会における検討方法 今期中における運用実績等を踏まえ、議会基本条例の条文、逐条解説及び議会基本条例の運用に係る検討課題の検討結果（条文に関連しないものを含む。以下同じ。）について、見直し及びその他関係例規等の制定改廃の必要性を検討する。その際、過去の協議結果を尊重し、現時点で運用実績がない、又は状況に変化がない事項等については、原則として現状を維持するものとする。 また、一事不再議の原則から、過去に議論し、一定の結論が出ている事項については、同じ議論を繰り返さないよう努めることとする。 (2) 条例、規則等の制定改廃 検討の結果、制定改廃の必要のある条例又は会議規則については、令和4年度定例会2月議会に、委員会提出議案として提出する。ただし、傍聴規則、要綱等の制定改廃については、随時行うこととする。 (3) 「（仮称）議会改革に関する報告書」の作成 本区議会における議会改革及び議会基本条例の具体的な運用方法等をまとめ、今後の議会改革の基本指針となる「（仮称）議会改革に関する報告書」を作成する。 当該報告書には、①本区議会における議会改革の沿革、②議会改革PDC Aサイクルの考え方、③議会基本条例の条文と逐条解説、④各課題の検討結果と運用実績を掲載する。なお、当該報告書は、改選後、議員に配布するものとする。 (4) 措置及び検討経過の公表 議会基本条例第30条第2項及び第3項に基づき講じた措置内容及びその公表については、令和4年度定例会2月議会最終本会議において、委員長報告として行うこととし、併せて議会ホームページにその内容を掲載することとする。</p> <p>2 次期以降の見直し手続及び議会改革の在り方について 各期の最終年度（4年目）においては、議会改革特別委員会を設置（必置）し、「（仮称）議会改革に関する報告書」を基に、条例及びその運用について見直し・検証を行う。併せて、墨田区議会として、引き続き区民への情報発信等を含めた議会改革に取り組んでいくとともに、「開かれた議会」「議会活動の活性化」の更なる進展に向けて、不断の努力を重ねていくこととする。</p>

《沿革》 令和4年7月12日 議会改革特別委員会決定

令和4年9月5日 議会運営委員会決定